

東京土建国保料減免の追加案内

東京土建国保組合の加入の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活が困難になり、
下記の要件を満たす組合員の土建国保料が減免となります。

**2021年の収入が、2019年もしくは2020年の収入より
30%以上減少する組合員（個人）が対象です！**



★保険料が免除されます★

〔締切：3月15日（火）に完全書類で支部必着〕

【対象者】

- ①2021年の建設業の収入（給与・事業）が、2019年または2020年と比較して30%以上減少した組合員。
- ②2020年の合計所得額が、1,000万円以下の組合員（2019年と比較する場合は2019年と2020年の両方の所得が1,000万円以下）。
- ③2020年の比較対象以外の所得の合計が400万円以下（2019年と比較する場合は2019年と2020年の両方の比較対象以外の所得合計が400万円以下）。
- ④事業収入の比較は、新型コロナウイルスの国や都道府県の各種給付金は含まないで計算します。

【免除期間】

2021年の収入が、下記の減少率に応じて国保料が免除されます。

減少率	免除月
2019年と比較して30%以上の減少	2021年11月～2022年2月の4ヶ月
2020年と比較して50%以上の減少	2021年7月～2022年2月の8ヶ月
2020年と比較して40%以上50%未満の減少	2021年9月～2022年2月の6ヶ月
2020年と比較して30%以上40%未満の減少	2021年11月～2022年2月の4ヶ月

◆計算◆

(2019年もしくは2020年収入－2021年収入)

÷2019年もしくは2020年収入×100＝減少率（30%以上が対象）

【申請に必要な書類】

(1) 事業収入の場合

《2020年の収入と比較した場合の必要書類》

- 減免申請書(支部にあります) ⇒ 本人が記入してください
- 収入減少割合報告書(支部にあります) ⇒ 本人が記入してください
2020年の収入額等及び2021年の収入額等を添付書類から転記します。
- 2020(令和2)年分の確定申告書の写し
※税務署又は青色申告会の受付印・電子申告したことが分かるもの又は税理士の署名押印があり、収入金額等が記載されているもの。受付印等がない場合は、令和3年度(令和2年分の収入)の住民税課税証明書。
※白色申告で収入金額が記載されていない場合は、収支内訳書又はこれに準ずるものの添付が必要です(確定申告書の所得と一致しているもので、受付印はなくても可)。
- 2021(令和3)年分の確定申告書の写し
※上記の受付印や収入の確認等は、同じ条件になります。
※2021(令和3)年分の確定申告書の受付印等がない場合は、受付できません。
- 2020(令和2)年、2021(令和3)年の各種給付金額を確認できる書類
※持続化給付金や月次支援金等の国や都道府県から支給された新型コロナウイルス感染症に係わる各種給付金がある場合、事業収入に含めないで計算するため、支給額を確認できる書類を添付してください。
青色申告決算書、給付決定通知書など。

《2019年の収入と比較した場合の必要書類》

上記の収入減少割合報告書に2019年の所得等の追記をしてください。
上記書類にプラスして、下記の書類の提出をお願いします。

□ 2019(令和1)年分の確定申告書の写し

- ※税務署又は青色申告会の受付印・電子申告したことが分かるもの又は税理士の署名押印があり、収入金額等が記載されているもの。受付印等がない場合は、令和2年度の(令和1年分の収入)の住民税課税証明書。
- ※白色申告で収入金額が記載されていない場合は、収支内訳書又はこれに準ずるものの添付が必要です(確定申告書の所得と一致しているもので、受付印はなくても可)。

(2) 給与および役員報酬の場合

《2020年の収入と比較した場合の必要書類》

- 減免申請書(支部にあります) ⇒ 本人が記入してください
- 収入減少割合報告書(支部にあります) ⇒ 本人が記入してください
2020年の収入額等及び2021年の収入額等を添付書類から転記します。
- 還付金口座振込先確認書
国保料を返金する時の口座を確認する用紙です。本人のゆうちょ口座もしくは事業所の口座かを選択してください。
- 令和3年度(令和2年分)住民税課税証明書もしくは納税通知書の写し
年度を間違わないようにしてください。令和2年分(2020年分)の収入が記載されている令和3年度の住民税課税証明書か納税通知書の写し。
- 令和3年分の源泉徴収票の写し
※法人事業主や法人役員の場合は、コロナ禍を原因として役員報酬を減額したことを決定した株主総会議事録か取締役会議事録の写しも一緒に提出してください。

《2019年の収入と比較した場合の必要書類》

上記の収入減少割合報告書に2019年の所得等の追記をしてください。
上記書類にプラスして、下記の書類の提出をお願いします。

- 令和2年度(令和1年分)住民税課税証明書もしくは納税通知書の写し
年度を間違わないようにしてください。令和1年分(2019年分)の収入が記載されている令和2年度の住民税課税証明書か納税通知書の写し。

【申請後の流れ】

- 申請の締切は、3月15日(火)17時までに書類不備のない状態で受付した分までです。
- 3月以降に、国保組合から随時保険料免除決定案内が送付されます。
- 支部からは、4月11日頃に返金の案内を発送します。
- 返金の振り込みは、4月15日頃を予定しています。

【その他】

- すでに、2021年度の国保料の減免決定がされている方は申請できません。
- 2022年3月31日までに、免除期間に家族が増えたり就業実態変更等で保険料が追加になる場合も、追加分も保険料免除になります。
- 2022年4月1日以降に、免除期間にさかのぼって家族が増える手続きをした場合は、免除期間の納付保険料が発生します。
- 申請後に、収入の減少率の変更による再申請はできません。
- 法人の収入減少は、関係ありません。個人の収入減少が対象です。
- 主たる生計維持者の死亡や重篤な傷病を負った場合は、個別に支部へ連絡をお願いします。
- 返金は、国保料と国保入院共済金の合計額になります。
- 離職、転職など、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合の収入の減少は対象外になります。

**不明な点やお問い合わせは、東京土建練馬支部（TEL03-3825-5522）へ連絡
ください。**